

# 日本医師会認定産業医の申請手続きについて

## ◆ 認定産業医の新規申請<sup>注1</sup>の手続き

新規産業医認定申請をする場合は、以下の必要書類等を添えて所属都市医師会（医師会員ではない医師は勤務地の都道府県医師会）に提出願います。なお、認定産業医新規申請書用紙は、都市医師会もしくは新潟県医師会で用意しておりますので申し出下さい。

- (1) 認定産業医新規申請書（3部複写：日医用・県医用は捺印必要、個人用控）
- (2) 産業医学研修手帳（Ⅰ）、または産業医科大学産業医学基本講座修了認定書、産業医科大学産業医学基礎研修会集中講座修了認定書
- (3) 医師免許証の写（非会員のみ必要です）
- (4) 審査・登録料 10,000円

## ◆ 認定産業医の更新申請<sup>注2</sup>の手続き

認定産業医の更新は5年ごとに申請が必要です。更新時期（有効期限満了）を迎える4～5か月前に県医師会から認定産業医更新申請書を送付いたしますので、更新を希望される場合は、以下の必要書類等を添えて所属都市医師会（医師会員ではない医師は勤務地の都道府県医師会）に提出下さい。

- (1) 認定産業医更新申請書（3部複写：日医用・県医用は捺印必要、個人用控）
- (2) 産業医学研修手帳（Ⅱ）
- (3) 審査・登録料 10,000円

注1：新規申請の際には、基礎前期研修14単位、基礎実地研修10単位、基礎後期研修26単位の合計50単位以上の取得が必要です。

注2：更新申請手続きについては、認定有効期間中（5年間）に生涯研修20単位以上（更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上）の取得が必要です。

注3：産業医の認定証及び産業医学研修手帳を紛失した場合は、新潟県医師会業務二課（025-223-6381）までご連絡ください。

なお、認定証の再発行に際しては、費用として1,000円が必要です。

## ◆ 平成29年度 申請受付期間（新規・更新とも共通）

第1回	平成29年	4月3日	～	平成29年	5月	1日
第2回	平成29年	6月1日	～	平成29年	7月	3日
第3回	平成29年	8月1日	～	平成29年	9月	1日
第4回	平成29年	10月2日	～	平成29年	11月	1日
第5回	平成29年	12月1日	～	平成30年	1月	5日
第6回	平成30年	2月1日	～	平成30年	3月	1日